

令和4年度

第10回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和5年1月20日（金）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 12)岩崎 一彦 13)臼井 正
14)中山 喜作 15)岸本 光
(10)鷹尾 元弘 (11)繁本 雅和 (12)藤原 龍巳
5. 議事録署名委員 5)谷口 高史 6)長谷川 均
6. 現地確認 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
(10)鷹尾 元弘 (11)繁本 雅和 (12)藤原 龍巳
7. 会議に附したる議案等
 - 1)開会
 - 2)会長挨拶
 - 3)議事録署名委員の指名
 - 4)議事 第48号議案 農地法第5条の規定による許可について 1件
第49号議案 非農地証明願いの承認について 3件
第50号議案 農地の現況転換等の確認について 1件
第51号議案 「加東農業振興地域整備計画」の変更（一般管理）に対する意見について 1件
第52号議案 農業経営改善計画に関する意見について 1件
第53号議案 農用地利用集積計画の決定について 45件
 - 5)報告 報告第24号 市街化区域内の農地法第4条の届出について 1件
報告第25号 市街化区域内の農地法第5条の届出について 2件
報告第26号 農地の貸借の合意解約通知について 18件
報告第27号 公共事業等による農地の転用について 1件
 - 6)その他
 - 7)閉会

局 長	<p>ただいまから、令和4年度第10回加東市農業委員会総会1月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は15名のうち14名で過半数に達しており、加東市農業委員会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。</p> <p>なお、11番 山本委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>本日出席の農地利用最適化推進委員は、鷹尾委員、繁本委員、藤原委員でございます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	～國井会長あいさつ～
議 長	<p>それではただいまから、令和4年度第10回1月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の現地調査をしていただきました、内藤委員さん、南委員さん、鷹尾推進委員さん、繁本推進委員さん、藤原推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に5番の谷口委員と6番の長谷川委員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>第48号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	～第48号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	<p>農地法第5条の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第48号議案、番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は雑種地でありました。以上、報告終わります。</p>
議 長	続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号1、資料P1に申請地の位置図、P2に計画図をつけております。</p> <p>譲受人は建築用資材の販売やリースを行う法人で、〇〇で工事を請け負うことが多いため、申請地を露天資材置場として転用したいという申請です。申請地は、〇〇で、土地改良区は区域外です。</p> <p>この転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許</p>

	可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。以上で、第48号議案の説明とさせていただきます。
議長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第48号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、举手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。 続きまして、第49号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第49号議案を朗読～
議長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、○○委員から報告をお願いいたします。
現地調査委員	非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。 第49号議案、○○は、○○にあり、現場は山林でありました。 続きまして、番号2の○○は、○○にあり、現場は宅地でありました。 続きまして、番号3の○○は、○○にあり、現場は宅地でありました。 以上、報告を終わります。
議長	はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	番号1、資料P3に位置図、P4に現況写真をつけております。 申請地は、○○に隣接する山の中にある何十年も前から山林化してしまい、農地パトロールで非農地と判定した土地です。通知を受けて、登記地目と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。東播土地改良区は決済済みです。
	番号2、資料P5に位置図、P6に現況写真をつけております。 申請人は、昭和45年頃に自宅前の農地の一部に車庫を建て、昭和57年頃に母屋を建て替えてから庭と進入路として使ってきたということで、今

	回、車庫を建て替えることになって、地目が農地のままと判り、非農地証明を申請されました。土地改良区は決済済みです。
	番号3、資料P7に位置図、P8に現況写真をつけております。 申請地は、昭和40年頃に申請者の祖父が家を建てたそうですが、このたび相続手続において地目が農地と判り、非農地証明を申請されました。土地改良区は決済済みです。
	これら3件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。 以上で、第49号議案の説明とさせていただきます。
議長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第49号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、举手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第49号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第50号議案「農地の現況転換等の確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第50号議案を朗読～
議長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、○○委員から報告をお願いいたします。
現地調査委員	現況転換等の現地調査の結果を報告します。 第50号議案、番号1の○○、○○にあり、現場は水田でありました。以上、報告を終わります。
議長	はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	資料P9に位置図、P10に計画図をつけております。 申請地を水稻苗の育成田として利用するため、田の一部に幅2.5m、長さ30m、高さ20cmの盛土をした通路を4本作って、苗箱運搬用の軽トラ

	<p>ックが進入できるようにし、作業の負担軽減と効率化をしたいという届出です。</p> <p>この届出については、「加東市農地の現況転換等の適正化に関する要綱」に基づき提出されており、添付書類等は完備していますので、受理の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第 50 号議案の説明とさせていただきます。</p>
議長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第 50 号議案「農地の現況転換等の確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	～全員挙手～
議長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第 50 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第51号議案「加東農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	～第 51 号議案を朗読～
議長	続いて、内容の説明をお願いします。
農政課	<p>今回、農振除外の申出が 1 件ありましたので説明させていただきます。</p> <p>資料は P11 です。土地の概要は、○○の一部です。面積は 626 m² のうち 500 m²、公簿・現況地目は田、所有者は○○の○○さんです。担い手の利用集積は該当ありません。昭和 54 年に土地改良事業を実施しております。今回の事業者は所有者のお子さんで、現在、○○に住まれて、会社員をされております。それでは事業の概要を説明させていただきます。今回の施設につきましては分家住宅となっております。実施する理由につきまして、事業者は○○のアパートで妻と 2 人で生活をしておりましたが、子の誕生に伴い手狭になったため、新たな住居を必要としております。また、事業者夫婦は共働きであるため、親に育児を手伝ってもらう必要があり、将来の親の介護を見据えて、この度実家近くに分家住宅を建築されます。そこで実家から半径 100m の範囲で用地選定を行いましたが、農用地以外で条件に合致する用地がないため、当該申出地の除外を申請されます。実施する時期につきましては、令和 5 年の 7 月頃となっております。P14 をご覧ください。赤色の所が今回の除外の申出地です。その南側の紫色の所が実家で、この半径 100m 以内の用地を選定しました。北側に①西側に②</p>

	とあります、どちらも土地所有者の了解が得られないため、今回住宅の建築は難しかったです。続きまして、P15に計画図をつけております。今回の土地の形は赤色と緑色のところを合わせて一筆となっておりまして、赤色の枠が申し出地、緑色が残地になります。この残地につきましては、土地の所有者の方が畑として利用されると聞いております。P16、P17は、住宅の平面図、1階部分2階部分を添付しております。P18に土地の現況写真をつけております。説明は以上になります。
議長	内容の説明は終わりました、ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第51号議案「加東農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議長	はい、全員挙手にて第51号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第52号議案「農業経営改善計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第52号議案を朗読～
議長	続きまして、内容の説明をお願いします。
農政課	資料P19をお開きください。農業経営改善計画認定申請書につきまして、ご説明します。 申請者は〇〇にお住まいの〇〇さんで、平成27年に認定新規就農者を取られておりまして、そこから継続して農業をされています。①農業経営体の営農活動の現状及び目標について、(1) 営業の類型として、稲作と露地野菜の複合経営をされていて、令和8年度につきましても同様の作物を栽培される予定です。(2) の令和4年度の現状の所得につきましては21万円で、目標年度の5年後には、農業所得717万を目指す計画としています。年間労働時間につきまして、現状は2,300時間、令和8年度につきましては1,800時間に削減することを目標にしています。主たる従事者の人数につきましては1人です。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標、(1) の生産といたしまして、山田錦、さつまいも、ジャガイモ、ズッキーニ、ねぎ、ほうれん草、ケールを栽培されています。令和8年度に向けてそれらの面積を拡大する予定で、特に山田錦を大きく拡大することを予定しています。次に、農用地につきましては、加東市で現状は240a、令和

	8年度に655a借り受ける予定です。③生産方式の合理化につきまして、現状は、集落内の農地を中心に借り受けていますが、約200aの圃場が離れています。目標につきましては、高齢で耕作できない方が出てきているため、集落内で調整し、農地の集積集約を進め、経営規模の拡大と作業効率を向上させることを目標としています。④経営管理につきまして、現状は、経費を削減する必要がある、1人で経営を行っているという状況です。目標・措置につきましては、土改王・アヅミン・石灰に変えて堆肥の施用を検討するなど、経費の削減に取り組んでいきます。また、将来的に法人化するための検討を始めることを目標としています。⑤農業従事の態様としては、休日が取れないという現状で、目標・措置につきましては、休日の導入や臨時の雇用を行うことにより、農業従事時間の削減を行うことを目標としています。⑥その他につきまして、制度資金の活用を予定しています。目標では、各種助成制度、制度資金等の効果的な活用により経営改善を図ることとしています。参考に経営の構成を下に記載しています。別紙の農業用機械の取得計画として、トラクター、軽トラ、乾燥機の更新を考えられています。P21、過去3ヶ年の実績と令和8年度までの計画を記載しています。まず、山田錦について大きく拡大を考えられています。○○で農業をやめられる方から農地を譲り受けて拡大していくと聞いております。野菜につきましては、水稻栽培時期に手間がかかりにくいものを選定し、主に冬野菜を中心栽培予定です。野菜の出荷先として、大手スーパーへの出荷が決まっております。その他の収入として、水田活用や有機農業の補助金などの収入を考えられています。農業経営費につきまして、3年までの実績やこれから農地拡大を基に経費を算出しています。また、機械につきましては、トラクター、乾燥機、軽トラの新規購入を考えられており、減価償却費の方に記載しています。その他につきましては、土地代や出荷にかかる経費を計上しています。こちら農業収入から農業経営費を差し引きまして農業所得としており、令和8年度に717万円を挙げる計画となっています。加東市の認定の基準の450万円をクリアしている計画となっております。説明は以上になります。
議長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
会長	こんなに山田錦が借りられるのですか。
農政課	現在山田錦をされている方から引き継いで耕作されます。
委員	亡くなられた○○さんが使われていたコンバインなども全部借りられると聞いています。
委員	○○の耕作地も引き継ぐと聞いています。
委員	獺祭に出荷するのですか。

委 員	○○の山田錦はすべて旭酒造に出荷されます。
議 長	他に何かございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 52 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第 52 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第 53 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 53 号議案を朗読～
議 長	続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	P8 の 1 番から 6 番までは、賃貸借権の新規設定です。次の 7 番から、P10 の 12 番までは、賃貸借権の更新です。続く 13 番から、P11 の 22 番までは、使用貸借権の新規設定です。次の 23 番から、P12 の 31 番までが、使用貸借権の更新です。P13 の 32 番から、P15 の 45 番までは、ひょうご農林機構が中間管理権を設定し、それぞれ担い手に貸し付けるものです。 全体が、P7 の集計表です。賃貸借権の設定は 12 件 48 筆、68,340.34 m ² 、使用貸借権の設定が 33 件 72 筆 96,228 m ² で、その内 14 件 37 筆 51,000 m ² が中間管理事業によるものです。
	合計 45 件、120 筆、164,568.34 m ² に利用権が設定され、1 月 31 日に公告される予定です。以上で、第 53 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 53 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～

議長	はい、全員挙手にて、第 53 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	～報告第 24 号を朗読～
議長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P22 に位置図をつけております。 農地を、住宅敷地にするための届出を受理しましたが、申請人の亡母が先に造成していたということで、始末書が添付されています。その他の添付書類等完備していましたので、専決処理により、1月 4 日付で受理通知書を交付しました。以上で、報告第 24 号の説明といたします。
議長	内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。 続きまして、報告第 25 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。
事務局	～報告第 25 号を朗読～
議長	続いて、内容説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P23 に位置図をつけております。 農地を露天駐車場にする届出を受理しましたが、平成 5 年頃から既に隣接地と一体利用していたということで、始末書が添付されています。その他の添付書類等は完備していましたので、専決処理により、12 月 23 日付で受理通知書を交付しました。
議長	番号 2、資料 P24 に位置図をつけております。 農地を分譲住宅用地（3 区画）にする届出を受理しました。添付書類等完備していましたので、専決処理により、1 月 12 日付で受理通知書を交付しました。以上で、報告第 25 号の説明といたします。
事務局	～報告第 26 号を朗読～
議長	内容の説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。 続いて、報告第 26 号「農地の貸借の合意解約通知について」を事務局より朗読をお願いします。
議長	続いて、内容の説明をお願いします。

事務局	<p>1番から4番と6番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は借人を変更されます。5番は、双方合意により無条件で中間管理による貸借を解約し、解約後は売却されます。7番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は自作されます。</p> <p>P18の8番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は借り人を変更されます。9番からP19の16番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は中間管理機構を通して、再度、営農互助会と契約されます。17番と18番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は売却又は貸付の予定です。以上で、報告第26号の説明といたします。</p>
議長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>続きまして、報告第27号「公共事業等による農地の転用について」を事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第27号を朗読～</p>
議長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料P25に位置図、P26～P27に計画平面図、写真、横断図をつけております。</p> <p>市が農地を転用する場合は許可が必要ですが、道路や用排水路、ため池等のために転用する場合、許可は不要です。ただし、農業委員会への報告はいただいています。今回は、〇〇で農業水路長寿命化・防災減災事業による改修工事に伴い、令和6年3月末まで、施工中の表土や土嚢置場、仮設道路として、農地を借用し、一時転用するものです。以上、報告第27号のご説明といたします。</p>
議長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から6点ほど、ご説明させていただきます。</p> <p>まず1点目お手元に農地貸付等希望申出書をお配りしています。</p> <p>〇〇の農地で、裏に位置図をつけていますが、〇〇にある場所で、道が細くかなり耕作しづらいということで困っておられます。他の農地は全てきちんと耕作されているようなのですが、この農地については、金額はいくらでもいいので購入希望者を探しておられますので、もしそういった方いらっしゃいましたらお声掛けいただければと思います。</p>

次に、農地の借受希望申出書が出ておりまして、○○にお住まいの○○という○○の方ですが、○○に事業所があり近いうちに○○に移住をして農業を始めたいということで、○○、○○、○○辺りで田でも畠でもいいので買いたいとの希望です。どのような作物や面積など具体的な希望の確認はとれておりませんが、田でも畠でも借り受けではなく購入を希望されています。どなたかいらっしゃいましたら事務局までご連絡いただければと思います。

続きまして、皆さんに農地パトロールで回っていただきました遊休農地の指導内容や面積、発出した数などを取りまとめたものを、暫定の速報値ではございますがお配りしています。一番上が発出通数で、勧告、意向調査、指導、非農地のそれぞれ実際に発出した数と筆数を載せています。真ん中あたりにそれぞれ遊休農地・荒廃農地・管理不足の筆数、面積等を載せています。遊休農地が、132 筆 129,516 m²です。一番下に令和 3 年度から令和 4 年の変化を載せておりまして、4ha ぐらい増えてしまっていますが、あくまで速報値で実際に草刈済みや草刈予定の回答をいただいているところの面積を計算していませんので、最終的には面積がもう少し減ってくると思いますが、速報値ということで、ご報告させていただきます。

次に、この令和 5 年の 4 月 1 日から、農業関係の法律が改正になります。農業委員会に関する部分や、各地区の方に関する部分がございますので簡単にご説明をさせていただきます。法改正による地域計画作成および農地の貸し借りについてですが、12 月の農会長会で農政課の方が配っている資料と同じものをお配りしております。4 月 1 日から、これまで「人・農地プラン」といって地区の将来をどうしていくかということを地区で計画を立てていたものが、今度から「地域計画」と名前が変わりまして、市が作成する計画ということで法定化されています。地域計画とはどういったものかというと、集落の中の農地 1 筆ずつ、5 年後・10 年後に誰が耕作するかというのを決めて、地図に落として作成するものとなっております。令和 5 年の 4 月から令和 7 年の 3 月 31 日までの 2 年間で、加東市では 79 集落全て作成するため、今後、農政課が動いていきます。地域計画を作っていく上で、最終的にはそれぞれ 1 筆ずつ色をつけて農地を集積集約化していくことになりますが、委員の皆様につきましては、今後農政課と地区の話し合いに入っていただきて、一緒に地域計画作成のお手伝いをしていただくことになるのではないかと思います。まだ詳細は決まっておりませんが、その際は、よろしくお願ひいたします。

その法律改正に伴いまして、農地の貸し借りも多少変更がございます。P8 をご覧ください。この 3 月 31 日までは、先ほども審議していただきましたように、利用権設定、農地中間管理事業、農地法の第 3 条の 3 種類農地の貸し借りの手法がありましたが、令和 5 年の 4 月 1 日からは利用権設定（農用地利用集積計画）が廃止となりまして、利用権設定の更新や新規設定ができなくなります。ただこの地域計画を 2 年間で作る間の令和 7 年

の3月末までは経過措置ということで、どうしても利用権設定をしたいという場合は受けていただけます。それ以外は中間管理事業もしくは農地法第3条での貸し借りをしていただくことになります。ただ中間管理事業を使おうとするとその地区に地域計画が策定されている必要があるので、なかなか状況的には厳しくなると思います。

農地法第3条の関係も法改正がございます。A4横の「法改正に伴う農地法第3条の許可の判断基準について」をご覧ください。何が変わると伺いますと、今のところは農地を買うのに3反ないといけないという下限面積要件があったのですが、令和5年の4月1日で下限面積が廃止になります。農地を3反持つておられない方でも買える可能性が出てきます。ただそれ以外の、全部耕作要件や機械はどうするかとか周辺の農地利用に支障がないか等の要件は残っております。あとは、地域計画の絡みで、地域計画が策定されている地域についてはその地域計画の達成に支障がないようにということになりまして、地域計画で一筆ごとに誰が耕作するか決まっていますので、その方以外は貸借や所有権移転もできないというようになるようです。4月1日から変わりますので覚えておいていただけたらと思います。

次に5点目です。令和6年度兵庫県農業農村施策に関する意見というものをお配りしています。毎年、ひょうご農林機構の方から兵庫県の方に意見とか要望を取りまとめて報告をされています。令和6年度の分になりますが、農業農村施策に関する意見ですか要望がありましたら、項目1から10まで項目ございますので書いていただき、2月の定例会までに事務局にご提出いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

最後6点目は毎月のことですが、活動記録カードの提出をお願いいたします。事務局からは以上になります。

議長

何かご意見はございませんか。

各委員

～質問なし～

議長

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和4年度第10回総会1月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長

國井 久明

議事録署名委員

谷口 高史

議事録署名委員

長谷川 均